

## What Blocks the Fufubessei (Married Couple with Different Surnames) Bill?

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-06-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 笹川, あゆみ メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1025">https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1025</a>

# 選択的夫婦別姓制度は何故実現しないのか

— 「女性活躍推進」の陰で—

笹川 あゆみ

## 1. はじめに

本稿は、選択的夫婦別姓制度が何故、未だに実現しないのか、その要因について考察することを目的とする。選択的夫婦別姓制度の導入が男女平等社会の実現に寄与するとして、長い間待ち望んでいる人たち（その多くが女性である）が様々な活動を進めてきた。1996年に法制審議会によって、選択的夫婦別氏制度を含む民法の一部改正法案要綱が法務大臣に答申されたが、結果的に法改正まで至らなかった。当時、与党内の保守派国会議員及びその支援団体からの大きな反対の動きは、法改正を阻んだのである。

それからすでに22年経ち、社会的状況はかなり変わってきた。世論調査では、賛成派が多数を占めることも珍しくなくなった。さらに、近年、女性の社会における活躍を後押しする法整備が一層進み、結婚や出産を経ても働き続ける女性も多い。女性も自分の名刺を持ち、キャリアを築き、ステップアップに挑戦する中で、職業人としての社会的信用が重要になってきている。女性にとっても姓の継続性が必要とされる時代になったのである。また、たとえ就業していなくても、「〇〇ちゃんのお母さん」「〇〇さんの奥さん」だけではなく、自分のアイデンティティを象徴するものとして生来の姓に愛着を持ち、結婚改姓に否定的な女性もいる。

女性活躍推進が叫ばれ、「多様性」という言葉が非常に多用されるようになった。社会は、男女平等への歩みを進めており、国の政策も男女共同参画社会の実現を目指している。しかしながら、現在に至っても、選択的夫婦別姓制度の実現は全く見通しがついていない。かつて日本のように夫婦別姓が認められなかった国々では、結婚時に女性が改姓をしなければならぬのは男女平等に反するとして、次々と法改正がおこなわれて夫婦別姓が可能となってきている。しかしながら、日本では、相変わらず国会で法改正が審議されることはなく、また最高裁判所は、2015年に夫婦別姓の選択を求める訴えを棄却した。本稿では、選択的夫婦別姓制度をめぐる状況を整理し、その導入を目指す議論が一向に進まない理由を探りたい。

## 2. 夫婦同姓義務化以降の流れと女性からの反発

日本の夫婦同姓（氏）<sup>1)</sup>の強制は、近代化の始まりとともに始まった。1870（明治3）年、一般市民に苗字を称することが許され、その後1875（明治8）年には、苗字を称することが義務化された（久武2001a）。翌1876（明治9）年の太政官指令においては、妻は夫の「家」を相続する場合は「夫家ノ氏」を称するが、それ以外は「所生ノ氏ヲ用ユヘキ事」と

された(久武 2001a)。しかし、1898(明治 31)年に明治民法が施行されると、家制度<sup>2)</sup>が始まり、同時に夫婦同姓も始まった。「家」に「氏」は一つであり、家族は全員、戸主と同じ氏(姓)を名乗らなければならなくなった(旧民法 746 条)。

戦前の社会でも結婚改姓を疑問視して夫婦別姓を実践した女性として、平塚らいてうが挙げられる。平塚らいてうは自伝の中で「わたくしは、女が結婚すると、いままでの姓を捨て、男の姓を名のらなければならないことにも、前まえから大きな疑問と不満を持っていました。世間の女性たちがなんのみれん気もなく、自分の姓を改めることが、わたくしには不思議に思われてならなかったのです」と書いており、実際に婚姻届を出さずに事実婚をし、子供二人を実家から分籍した自分の戸籍(平塚姓)に入れた(折井 2003:34)。

戦後 1947 年になると、民法改正がおこなわれて家制度は廃止された。「家」「戸主」がなくなったことにより、「妻は婚姻に因りて夫の家に入る」という旧民法 788 条もなくなり、新たに民法 750 条で「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」となった。

こうして戦前の夫婦同姓がそのまま引き継がれた形となったが、すでにこの時期から、夫婦同姓強制を疑問視する考えはあった。例えば、1955 年の法制審議会民法部会第 2 回で、「夫婦異姓」を認める案が議論されている。一方で「婚姻によって夫婦いずれか一方の氏に変更するという現行制度に不便を感じる人々が次第に多くなり民法でも夫婦の異姓を認める社会的必要があるのでは」という意見があり、他方で「そこまでの社会的必要があるか疑わしい、現行どおりでよい」という意見があり、最終決定は留保となっている(久武 2001b:41)。

1980 年代になると、結婚改姓に疑問を持つ女性たちが、少しずつ声を上げ始めた。例えば、1986 年に出版された『女の姓(なまえ)を返して』は、まだ家父長制が色濃く残っている家族や夫婦のあり方、墓の継承にまつわる男女差別に、女性の結婚改姓強制が強く結びついていると訴えた(井上 1986)。さらに、『夫婦別姓時代』(星野 1987)、『楽しくやろう夫婦別姓』(福島・榊原・福沢 1989)、『女性と戸籍 夫婦別姓時代に向けて』(榊原 1992)、『婚姻改姓・夫婦同姓のおとし穴』(中村 1992)等々、夫婦別姓を認める事こそが、まだまだ「家」概念から解放されない男性優位の日本社会に対して変化を促し、男女平等な社会の実現へとつながっていくという主張の本が次々と出版されていった。また、選択的夫婦別姓制度の実現を求める団体がいくつも現れ、国会議員へのロビー活動や署名活動などを広げていった。

1991 年、法制審議会は、婚姻及び離婚制度の見直しのための検討に入った。1996 年 1 月になると、法制審議会民法部会は民法の一部を改正する民法改正要綱案を決定し、民法 750 条の改正案は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称するものとする(下線筆者)」という文言となった(久武 2001b:43)。同年 2 月、選択的夫婦別姓制導入と非嫡出子の相続分差別撤廃を主な内容とする民法改正要綱案が法務大臣に答申された。しかし、政府・与党自民党内での反対が強く、6 月に国会提出は見送られた。

その後も、選択的夫婦別姓制度導入を求める法案提出はなされていない。2009 年、民主

党政権の千葉景子法務大臣が、民法改正案を翌年の通常国会に提出したいと強い意欲を示していたが、結局は頓挫してしまった。

一向に動かない国会への失望とともに、2011年に女性4名と男性1名が原告となり、民法750条を憲法違反として東京地裁に訴えた。東京地裁、東京高裁と敗訴し、2015年12月、最高裁でも訴えは却下された。

しかし、1996年の民法改正要綱案の中で、その後改正に至った条文もある。2013年、最高裁は、民法900条（法定相続分）4号にあった婚外子の相続分を婚内子の1/2とする部分に関して、14人の判事が全員一致で憲法違反と判断した。離婚後6か月経過しなければ再婚できないと規定していた民法733条（女性の再婚禁止期間）は、2015年の最高裁判決を受けて、再婚禁止期間が離婚後100日へと縮小された。また、民法731条（婚姻適齢）は、男子は18歳、女子は16歳としていた婚姻可能年齢を、成人年齢の引き下げに伴い、男女共に18歳となることが閣議決定され、2022年から施行される予定である。

戦後、夫婦や家族のあり方、男女の社会や家庭における役割など、社会は大きく変化し、家族や結婚に関する価値観は多様化してきた。それに伴って改正された法律がいくつもある中で、選択的夫婦別姓制度の導入は取り残されてしまったかのようである。

### 3. 社会の受け入れ態勢はすでに整っている夫婦別姓

#### 3.1. 賛成派が増える世論調査結果

一般の人々は夫婦別姓に対してどのように考えているのだろうか。ここでは、国の機関等でおこなわれてきた世論調査から、人々の意識の変化をみていく。

古くはNHKが1973年に行った『日本人の意識』という調査の中で、「夫婦の姓はどうあるべきか」と別姓について尋ねている。結果は、夫婦別姓を望む率は男女合わせて3%だった（久武2001b:44）。また、1976年に20歳以上の女性のみ対象に行った総理府（現内閣府）の『婦人に関する世論調査』では、「夫婦が別々の姓を名乗ることを認めた方がよい」が20.3%、「認めない方がよい」が62.1%となっている（内閣府1976）。

法制審答申がおこなわれた1996年に総理府が実施した『家族法に関する世論調査』でも、夫婦別姓について尋ねている（内閣府1996）。「婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない」（反対）が39.8%、「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」（賛成）が32.5%、「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望していても、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきだが、婚姻によって名字（姓）を改めた人が婚姻前の名字（姓）を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない」（旧姓使用賛成）が22.5%となっている。

それ以降、多少の揺戻しはあったものの、全体的には夫婦別姓賛成派が増えて反対派が減る傾向が続いてきている。内閣府が2017年におこなった『家族の法制に関する世論調査』によると、「賛成」42.5%（女性42.5%、男性42.5%）、「反対」29.3%（女性28.3%、男性30.4%）、「旧姓使用賛成」24.4%（女性24.9%、男性23.9%）であった（内閣府2017）。世

代別にみると、18歳から59歳までは賛成が50%前後で、反対は20%に届いていない。反対派が多いのは60歳以上で、60代が33.0%、70歳以上が52.3%となっており、全体で3割近くを占める反対派は高齢世代が貢献しているようである。結婚後の姓をどうするかが本人の問題となっている割合が多いであろう20代や30代に限ると、賛成派は反対派の2.5倍（18歳～20代）、3.8倍（30代）以上である。

また、選択的夫婦別姓制度に「賛成」とした回答者に対して、実際に夫婦別姓を希望したかという問いに対しては、「希望する」が19.8%（女性20.5%、男性19.1%）、「希望しない」が47.4%（女性50.5%、男性44.0%）、「どちらともいえない」が32.1%（女性28.5%、男性36.1%）となっており、たとえ賛成ではあっても、自らそうしたいという人は2割となった。

同調査では、夫婦同姓が「家族の一体感（きずな）」の元となっていると思うかどうかについても尋ねている。「家族の名字（姓）が違くと、家族の一体感（きずな）が弱まると思う」は31.5%（女性29.8%、男性33.4%）に過ぎず、「家族の名字（姓）が違っても、家族の一体感（きずな）には影響がないと思う」が64.3%（女性65.0%、男性63.5%）と倍以上で、多数を占めている。夫婦別姓に反対する人々から、「家族の一体感がなくなり、家族崩壊に向かう」という意見が強くあるが、そうは考えない人たちが多数いるという結果となった。

内閣府以外の、例えば報道機関が行った夫婦別姓に関する調査でも、近年賛成派が多数を占めている。毎日新聞が2015年の最高裁判決直前に行った世論調査では、「夫婦別姓を選択できるようにすること」に「賛成」51%、「反対」36%だった。また、「賛成」とした回答者のうち、認められた場合、実際に別姓にしたいという割合は23%だった（毎日新聞2015）。

同じ頃、中日新聞が行った「選択的夫婦別姓についてどう思うか」という読者アンケートでは、「自分は夫婦同姓がいい。他の人も同姓であるべきだ」（男性30.4%、女性10.4%）、「自分は夫婦同姓がいい。でも、他の人が別姓を選択するのは自由だ」（男性53.2%、女性57.1%）、「自分は夫婦別姓がいい。他の人が別姓を選ぶのも自由だ」（男性13.7%、女性28.7%）で、実際に別姓にするかどうかは別にしても、「選択の自由」への支持が、特に女性に多く見られた（中日新聞2015）。

国による世論調査結果の推移や報道機関の調査結果を見ると、全体的に選択的夫婦別姓制度導入に対して抵抗がなくなってきていることがわかる。夫婦別姓を自ら望む人だけでなく、たとえ自分は望まなくても、そうしたい人々の考えを尊重しても良いのではないかと、多様性を認める社会になってきていることがうかがえる。

### 3.2. 選択的夫婦別姓制度導入は「望ましい」とする国の方針

実は国の基本政策としても、長らく選択的夫婦別姓制度の導入は「望ましい」とされ続けている。1999年に成立・施行された男女共同参画社会基本法に基づいて策定された「男女共同参画基本計画」（2000）の中で、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」が必要であるとし、夫婦別姓について次のように言及している。「男女平等等の見地から、選択的夫婦別氏制度の導入や、再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制

度の改正について、国民の意識の動向を踏まえつつ、引き続き検討を進める」(内閣府男女共同参画局 2000)。そして、これを受けて、男女共同参画会議基本問題専門調査会は選択的夫婦別姓制度に関する審議を行い、結論として「選択的夫婦別氏制度の導入が望ましく、民法改正が進められることを心から期待する」となった(犬伏 2011: 41)。

男女共同参画基本計画は5年ごとに見直しがおこなわれる。2015年に閣議決定された最新の第4次男女共同参画基本計画では、第9分野「男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」の中の、「1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し」の具体的な取り組みの一つとして、以下のように書かれている。「家族に関する法制について、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入、女性の再婚禁止期間の見直し等の民法(明治29年法律第89号)改正等に関し、司法の判断も踏まえ、検討を進める」(内閣府男女共同参画局 2015)。

また、2014年に「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置が閣議決定し、2015年には女性活躍推進法が成立した。2018年に開催された「すべての女性が輝く社会づくり本部(第7回)」において決定された「女性活躍加速のための重点方針 2018」では、「社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便を感じ、働く意欲が阻害されることのないよう、女性活躍の視点に立った制度等を整備していくことが重要である」として、以下の記述がある。「選択的夫婦別氏制度の導入に関し、平成29年12月に実施した家族の法制に関する世論調査の結果について分析を加え、引き続き検討を行う」(首相官邸 2018)。この記述は、男女共同参画基本計画と似通った内容となっているが、続けて旧姓使用の拡大について、マイナンバーカードやパスポートへの旧姓併記を2019年中に実現させる、銀行口座の旧姓使用を促進させるなど、より具体的な取り組みについて書かれている(首相官邸 2018)。

民法改正が遅々として進まない中で、実務的な面では夫婦別姓が多少は可能になるように国は動いているようである。働く場における旧姓使用を可能にするだけで終わらせようとしているのではないかという批判的な見方もあるが、もし上記の取組みが実現したとしたら、公的な身分証明書や書類での旧姓使用が広がり、改姓によって不利益を被っている人々にとっては朗報ではある。しかし、根本的な解決からはほど遠いままである。

#### 4. 放置され続ける法改正

##### 4.1. 女性が受ける不利益を問題なしとした最高裁判決

世論調査の結果や国の方針を見ていくと、機は十分に熟しているようだが、法改正への動きはぱたりと止まってしまっている。2011年、前述したように、事実婚や旧姓使用で夫婦別姓を実践していた男女5名が、一向に動かない国会に業を煮やし、司法の場に訴えた。夫婦同姓を強制している民法750条は憲法13条(個人の尊重)、14条(法の下での平等)、24条2項(個人の尊厳と両性の本質的平等)、及び女性差別撤廃条約に違反するとして、民法改正を求めたのである。

判決が出る前からメディアからも大きな注目を浴びた2015年12月の最高裁決定は、「民法750条は違憲ではない」であったが、原告の主張を認めた部分もあった。夫婦同姓義務を必ずしも合憲としたわけでもなく、非常にあいまいなものであったと指摘されている（榊原2016、高橋2016）。

結果的に最高裁判決は、家族の多様性を否定し、結婚改姓をしたくない女性が受ける様々な不利益を「問題である」とは捉えなかった。判決のポイントとして以下4点を挙げる。

- ① 親子が同姓であることは、家族の一員であること、嫡出子であることを示すために一定の意義があるとしたこと。

原告側の弁護団長であった榊原富士子は、最高裁判決を受けて出した声明の中で「単に夫婦の氏の問題ではなく、別氏夫婦では親子別氏が生ずることへの裁判官の大きな、かつ素朴な抵抗感を示しているように思われます」とし、さらに、婚外子や、両親の離婚で片方の親と別姓となる嫡出子への配慮が足りない指摘している（榊原2016：6）。また、最高裁大法廷では、2013年に裁判官の全員一致で、婚外子の遺産相続分は嫡出子の半分とした民法900条は婚外子に対する差別であると認め、「違憲である」とした判決が出たばかりである。「家族は多様化している」ことをその理由として挙げた最高裁が、わずか2年後に、「家族の多様性」を無視するような判決を出したことは、驚きをもって受け止められた。大谷は、「構成員全員が一つの同じ氏を名乗るという家族観は、今日における多様な家族形態と相容れないものであることは容易に理解できる」と指摘している（大谷2016：89）。

- ② 結婚改姓は「婚姻の自由」を制約していないとしたこと。

憲法24条の1項は、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立する」となっているが、実際には夫婦同姓にしない限り婚姻届は受理されない。これは明らかに婚姻の自由を侵害しているが、最高裁判決の多数意見はそうではないとした。高橋によれば、多数意見の理屈としては、「婚姻は自由ですよ、でも婚姻することを本人の自由意思で選択すれば、その結果として氏の変更をすることになります、それは婚姻の効果なのです、それを知って婚姻する以上、自由意思でそれを選択しているのだから、婚姻に対する制約ではないのです、ということなのである」（高橋2016：146）。続けて、高橋は「これは、素人の常識に反する、誠に法律家らしい『非常識な理屈』である」と批判している（高橋2016：146）。それに加えて、婚姻の際に改姓するのはほぼ女性であることを考えれば、これは改姓したくない女性への「踏み絵」であり、改姓をしたくない女性にとって大きな制約となっていることは明らかである。

- ③ 結婚改姓による不利益を認めているが、旧姓使用である程度解決できるとしたこと。

判決文は、姓が「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格を一体として示すものでもあること」を認め、改姓することより「いわゆるアイデンティティの喪失感を抱いたり、従前の氏を使用する中で形成されてきた他人から識別し特定さ

れる機能が阻害される不利益や、個人の信用、評価、名誉感情等にも影響が及ぶという不利益が生じたりすることがあることは否定できず、特に、近年、晩婚化が進み、婚姻前の氏を使用する中で社会的な地位や業績が築かれる期間が長くなっていることから、婚姻に伴い氏を改めることにより不利益を被る者が増加してきていることは容易にうかがえるところである」(裁判所、最高裁判所判例集より)と、原告が訴えた改姓による不利益を認めている。しかしながら、「旧姓使用が広がっているので、不利益は一程度解消される」と乱暴に片付けてしまった。

④ 女性差別撤廃条約には触れなかったこと。

多数意見は、女性差別撤廃条約からの勧告に関しては全く触れていない。夫婦同氏強制は女性差別であるという国連からの指摘に対して、条約違反なのかどうか、女性差別であるかどうかの判断を避けたのである。弁護団長の榊原は、「民法 750 条と条約との整合性を説明できず、『条約に違反しない』と述べることもできず(そのような説明をすれば国際的に非難されるでしょう)、せめて何も言わないという形でとどめるしかなかったのではないかというのが、弁護団の共通意見です」としている(榊原 2016: 7)。

さらに、注目すべきなのは、最高裁判所裁判官 15 人中女性は 3 名しかおらず、その女性全員が夫婦同姓義務を「違憲」と判断したことである。結婚改姓を女性の側が行っている夫婦が 96% という現状の合理性を問うている裁判において、女性の判事が 1/5 しかないこと自体、深刻なジェンダー差別問題である。

#### 4.2. 解決策になっていない旧姓使用

前述したように、最高裁判決は、夫婦別姓が選択できないことによるアイデンティティの喪失や職業上の不利益等を一程度認めた。しかし、拡大する旧姓使用によって、その不利益は一程度緩和される(よって選択的夫婦別姓制度は必要なし)とした。

女性進出が進み、未婚既婚にかかわらず就業継続することが珍しくなくなった今の社会において、職業上、結婚前の姓を使い続ける人たち(その多くは女性)は珍しくない。2001 年に、国の行政機関における職員の旧姓使用を正式に認める通達が出され、それ以降、旧姓使用を認める企業が増えていると言われている。しかしながら、2016 年度の内閣府の委託調査『旧姓使用の状況に関する調査』の結果では、旧姓使用を認めている事業所は、従業員が 1 千人以上の大企業で 67.0%、全体では 45.7% に過ぎない(インテージリサーチ 2017: 7)。しかも、「認めている」範囲にはかなりばらつきがあり、「旧姓を認めている」と回答した企業の中で「呼称、座席(内線番号)表」は 81.2% が認めているのに対し、「論文、執筆原稿」は 23.0%、「プレスリリース等の対外的な公表資料」は 21.1% しか認めていない(インテージリサーチ 2017: 8)。

さらに、私立の中高一貫校に勤務している 30 代の女性教諭が旧姓使用を認められず、人格権を侵害されたとして学校を訴えた裁判の判決が、最高裁判決後一年経たずして 2016 年

10月に東京地裁で下された。担当の裁判官3名はすべて男性で、「戸籍名は個人を識別する上で旧姓よりも高い機能がある」「旧姓を戸籍名と同様に使うことが社会で根付いていると認められていない」とし、原告の請求を棄却した(朝日新聞2016)。明らかに「旧姓使用の広がりにより不利益が一定程度緩和されている」とした最高裁判決と矛盾しており、「一定程度緩和」されていない現状が露呈した。

最高裁判決後の2018年1月には、最高裁判事に就任した宮崎裕子氏が、最高裁判事6人目の女性として初めて旧姓使用すると表明して話題になった。最高裁判所は2017年8月まで、過去5人いた最高裁の女性判事を含め、すべての裁判官に対して旧姓使用を認めていなかったという(毎日新聞2018)。

旧姓使用が可能な範囲の拡大は女性たちを不利益から解放する利点はあるが、その基準はきわめてあいまいである。また、最高裁判決に対して、違憲であるとした3名の女性判事たちは、以下のような意見を述べている。「多数意見は、婚姻前の姓の通称使用が広まることで、不利益は一定程度緩和されうるとする。しかし、だからといって、別の姓を称することをまったく認めないことに合理性はない。個人の尊厳と両性の本質的平等に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超える状態に至っており、憲法24条違反といわざるをえない」(朝日新聞2015)。

#### 4.3. 積極的な姿勢が感じられない閣僚の答弁

最高裁判決は、結論としては夫婦別姓を認めるかどうかは国会で審議すべきだとして、国会にボールを投げ返した形となったが、政治家たちの姿勢に積極性は見られない。国会の会議録より、元・前法務大臣と首相の、最高裁判決後の発言を以下引用する。

「申し上げるまでもなく、平成八年に、法務大臣の諮問機関であります法制審議会から選択的夫婦別氏制度の導入を内容とする答申をいただいております。しかしながら、夫婦の氏の問題というのは、単に婚姻時の氏の選択にはとどまりませんで、夫婦の間に生まれてくる子の氏の問題を含めて、我が国のやはり家族制度、家族のあり方に深くかかわる問題だ、このように受けとめておりまして、国民の間にもさまざまな意見がある、このように受けとめております。したがって、この問題については、やはり国民的な議論の動向を踏まえながら慎重に対応していく必要がある、このように考えておるところであります。(下線筆者)」(金田法務大臣発言 第192回国会 法務委員会 第2号 H28.10.19 会議録より)

「この問題は、我が国の家族のあり方に深くかかわるものでありまして、国民の間にもさまざまな意見があることから、国民的な議論の動向を踏まえながら慎重に対応する必要があるものと考えております。(下線筆者)」(安倍内閣総理大臣発言 第196回国会 予算委員会 第5号 H30.2.5 会議録より)

さらに上川陽子前法相は、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する割合が4割を超えた内

閣府の世論調査の結果を受けても、「国民の意見が大きく分かれている状況であることも事実だ」、「引き続き国民の意見を幅広く聞き、国会の議論の推移をよく注視しながら、慎重に対応を検討していきたい。(下線筆者)」と閣議後会見で答えている(朝日デジタル2018)。

最高裁判決後であっても、判で押したように同じ文言が繰り返されていることがわかる。男女共同参画社会や女性が活躍できる社会の実現を推し進めている国の方針と矛盾しているのではないかと思われるが、何故か法改正に向けて積極的に動く意志は全く感じられない。そうかといって、選択的夫婦別姓制度に対して真っ向から否定しているわけでもない。「慎重な対応」の具体性が示されることもなく、まるで夫婦別姓はタブー視されているかのようである。

## 5. 姓に関して男女平等を目指してきた諸外国の動き

日本学術会議は、2014年に発表した「提言 男女共同参画社会の形成に向けた民法改正」の中で、「比較法的にみると、日本のように夫婦同姓を強制する国はない」としている(日本学術会議2014:14)。

そもそも、すべての社会や文化に姓や苗字、氏に相当するものがあるわけではなく、姓名や名前がどうあるべきかの規範も多様である。しかし、英米を始めとして、結婚時に夫の姓に統一する慣習がある国は多い。たとえ法律で夫婦同姓を強制していなくても、「そうあるべし」となっている文化的規範が存在していれば、多くの女性は結婚改姓する。そして、改姓を嫌がる女性たちは少数派であり、「変わり者」として否定的にみられてしまう。

しかし、現在では、たとえ文化的規範が夫婦同姓を要請しているとしても、日本以外はほぼ法的に夫婦別姓は可能になり、また、その選択をする女性も増えている。何がその変化をもたらしてきたのだろうか。

### 5.1. フェミニズムと共に進んできた夫婦別姓の実現

アメリカにおいて夫婦別姓の歴史は、フェミニズム運動の一環として始まった。アメリカで最初に結婚改姓を拒否したと言われている Lucy Stone (1818-1893) は、奴隷解放と婦人参政権の実現を目指した第一波フェミニストの活動家である。彼女は1855年に結婚した際、夫の同意を得て結婚後も夫の姓にしなかった。当時、夫婦同姓を強制する法律はなかったが、結婚改姓しない女性は社会的に非難されたという。Lucy Stone は土地を購入するときに、法的根拠は何もないにもかかわらず、夫の姓でのサインを強制された(BBC News 2014)。1920年代になると、彼女の遺志を継ぐ女性たちは Lucy Stone League (ルーシー・ストーン同盟) を結成し、結婚改姓しない女性たちを支援した(Goldin and Shim 2004: 143)。彼女たちは「私の名前は私のアイデンティティであり、決して失ってはならないもの」をスローガンとし、1920年代に、結婚後も「自分で選んだ姓で」不動産の取引やパスポート取得、銀行口座の開設、選挙人登録を行うことに成功した(BBC News 2014)。その動きに対抗するために、公的な場で夫の姓の使用を強制する法的・社会的な圧力が各地でか

かり、女性の生来の姓を使用する権利を認めた裁判所の決定が出た1972年まで続いた(BBC News 2014)。

その後、1970年代になると、アメリカでは結婚改姓をしない女性が増えた。その背景として、法的な裏づけができたこと以外にも、(Miss, Mrs. 以外の) Ms. という称号が社会に受け入れられるようになり、女性の初婚年齢が上がり、高等教育を受ける女性が増えたという社会的な要因がある(Goldin and Shim 2004 : 144)。Goldin and Shimによると、結婚改姓をしない女性は1970年代、1980年代に急激に増えたが、1990年代は少し減少した(Goldin and Shim 2004 : 144)。

New York Times の記事によれば、アメリカでは、1970年代に17%だった結婚改姓をしない女性の割合は、1980年代に14%へと減少したが、1990年代には18%へと再び増加した(New York Times 2015)。1980年代、もしくは1990年代に減少に転じた理由として、社会の男女差別が是正されてきたからではないかと指摘されている(Goldin and Shim 2004 : 159、New York Times 2015)。つまり、夫婦別姓は女性の権利や解放の象徴としてとらえられており、社会が男女平等に近づいてくれば、そういったことを強調する必要性が薄れてくるのではないかということである。しかし、その後、再び結婚改姓をしない女性は増えている。New York Times は、結婚改姓をしない女性は2000年に26%、2014年は29.5%という別の調査結果も紹介している(New York Times 2015)。

ヨーロッパでも、日本のように法律で夫婦同姓を強制する国は(おそらく)ないが、妻が夫の姓に統一することが慣習となっている国や地域は多い。

古いデータではあるが、1995年におこなわれたEU世論調査(Eurobarometer survey)によれば、特にドイツ、イギリス、オーストリア、フランス、アイルランドでは、9割以上の既婚女性が、夫の姓を称していた(Valetas 2001)。フランスでは、1794年に成立した法律によれば、男性も女性も法的には生来の姓を変えることはできない。しかし、慣習的には女性は結婚改姓しており、多くの既婚女性が夫の姓を名乗っている。一方、スペインは既婚女性の4%、イタリアは12%しか夫の姓を名乗らず、文化的に結婚改姓が一般的ではないことが伺える(Valetas 2001)。

イギリスではその後、2014年にDiscourses of Marriage research groupが行った調査では、異性婚をした女性の51.15%が夫の名前を名乗り、41.09%が改姓しなかったとしている(Jones and Paterson 2016)。同調査において、結婚改姓をしなかった女性たちの代表的な意見として紹介されているのは、個人として独立した存在でありたいという願望や、夫の姓を名乗ることを「社会の常識」とする考え方は時代遅れであり性差別的であるという抵抗感である(Jones and Paterson 2016)。イギリスでは14世紀に、妻は「夫の所有」であることを示すために夫の姓を名乗るようになったことから夫婦同姓が始まり、その後、生来の姓を守りたい女性たちが様々な挑戦をした結果、姓を選べる権利を勝ち取ってきたという(BBC News 2014)。上記調査結果からは、夫婦別姓が男女平等につながるという意識を共有している女性が、21世紀になっても一定程度いることが見て取れる。

## 5.2. 夫婦同姓強制は憲法違反としたドイツとタイ

かつては日本以外にも夫婦同姓が強制されていた国がいくつかあったが、ここ数十年の間には別姓が可能となってきている。法改正の理由は、男女平等実現のためとされている。

そのような国の一つがドイツである。ドイツは、元々夫婦同姓が法律で決められていた。1896年施行のドイツ民法典によると、「妻は夫の氏を取得する」と規定され、「妻が夫の氏を称することは、妻の権利でもあり、義務でもあった」（富田 2003：46）が、1976年に婚氏に関する民法改正がおこなわれ、婚氏を夫の氏だけでなく、妻の氏も選択できるようになった。しかし、夫婦同氏の原則はそのまま、どちらの氏を婚氏にするか合意に至らないときは、夫の氏を婚氏とすると規定された。この規定は、のちに連邦裁判所によって違憲とされ、1993年の氏に関する規定の全面改正に影響を与えた。法改正の結果、夫婦が共通の婚氏を称するという合意に至らない場合は、それぞれの姓をそのまま名乗ることとなった。

富田によれば、1993年の民法改正の第一の特徴は、男女平等の徹底である（富田 2003：52）。「女性も当然に職業活動に従事する社会においては、夫婦同氏は不適切な制度である」とし、その理由として「氏が自己同一性および個人性の表象であるならば、氏の継続性が確保されなければならないからである」と説明する（富田 2003：54）。女性も一人として社会で活躍する時代に、姓の継続性が大事だというのは、日本における夫婦別姓訴訟の原告の主張と重なる。「それゆえ、『女性は家庭に帰れ』というスローガンが時代錯誤と映るところでは、夫婦同氏は維持されないのである」（富田 2003：54）と、男女平等が進んだ社会では、夫婦同姓強制は機能しないと主張する。

タイも、かつては夫婦同姓が決められていた。しかし、既婚女性に夫の姓に変更するよう強制する 1962年人民法 12条の規定は、2003年に憲法裁判所によって違憲であると判断された（西澤 2017：352-354）。1997年憲法 30条は男女平等、性差別禁止等を定めている。憲法裁判所は、タイで姓が使われるようになったのは 20世紀に入ってからのことなので、夫婦同姓強制はタイの伝統ではなく、また、「既婚女性が従前の氏を使用することは法律面で男女平等を促進するだけである」とし、夫婦別姓を認めた（西澤 2017：354）。西澤は「タイの場合、夫の氏を強制する形式であるため、容易に男女平等違反、女性差別という結論に導くことができたと考えられる」と指摘している（西澤 2017：369）。

## 6. 夫婦同姓強制だけではない姓の問題

### 6.1. 夫婦別姓の国における性差別問題

日本で民法改正の実現を願っている人々が評価するのは、韓国における民法改正の成功である。日本と韓国は、女性の年齢階級別労働力率が共に M 字型カーブ（女性は子育て期には無業となり、その後再就業する）を描くなど、性別役割分業観やジェンダー観に類似性が指摘されている。同じ「男性優位社会」で民法改正を実現したとあっては、日本の民法改正推進運動も見習うべき点があるのではないかと思われるが、ただし、韓国で成し遂げられたのは「選択的夫婦別姓」ではない。韓国は、歴史的に長く夫婦別姓の国である。

韓国で 1958 年に制定された家族法は、家父長制理念に基づく男女差別的な内容が色濃く

あったため、女性団体がその撤廃を求めている。特に、男系血統優先で継承されていく戸主相続や、子供は実父の姓を継がなければならないという戸籍編成を特徴とする戸主制の廃止を求める運動が、女性団体を中心として展開されていた（春木 2007：76）。戸主制の廃止は儒教的社会秩序の根幹を揺るがせ、家族概念の崩壊を招くとして、儒教団体を中心とする保守層から猛反対を受けていた。

2005年に戸主制の廃止を柱とする改正民法が国会で可決された。憲法裁判所が家父長制に基づく戸主制は、家族生活での個人の尊厳と男女平等を規定している憲法に違反すると判断したのである（春木 2007：83）。

結婚改姓に関しては、韓国は元々夫婦別姓なので夫婦同姓の強制という問題はない。しかし、戸主を相続するのは妻ではなく原則的に息子であることや、たとえ離婚したとしても、子供が母親の姓を名乗ることができなかったという不利益に、女性達は反発した。明らかな父系偏重に反発を覚えた人々は、父親の姓だけでなく母親の姓も併記することにより家父長制に抵抗する「父母姓併記運動」を生み出し（春木 2007：78）、男女平等な家族のあり方を求めたのである<sup>3)</sup>。

## 6.2. 結婚改姓しない女性への偏見

前述したように、アメリカやイギリスでは、フェミニズム運動の中に結婚改姓をしない権利の主張が組み込まれてきた。そういった流れもあり、女性の中でも、シニア世代より若い世代、低学歴より高学歴、低収入より高収入の女性たち、つまり、より「意識が高い」女性たちに夫の姓を選ばない傾向があるとされてきた。しかし、高学歴や高キャリア女性が、皆すべて夫婦別姓を選ぶわけではない。また、夫婦同姓に抵抗がないからと言って、その女性（男性であっても）がジェンダー平等に賛同しないということでもない。Hoffnungは「以前は結婚改姓すると、男性の所有物になり、自分のアイデンティティを失うことになると思っていたけれど、考えたら名前が私という人間を決めるわけじゃないし、結婚したら改姓なんてたいしたことじゃないと思った」という女性の声を紹介している（Hoffnung 2006：824）。

D'Costa は、結婚改姓する女性は結婚改姓しない女性に比べて「人に依存する傾向があり、志が低く、あまり知的ではない」という思い込みが、社会にも研究者にもあると嘆き、結婚改姓をしているか否かによってその女性がどのような人物かを判断することは偏見につながると批判している（D'Costa 2011）。

## 7. おわりに

戦後、家制度は廃止され、新憲法下で妻と夫は「平等」になったはずであるにもかかわらず、「家制度の残滓」と言われる夫婦同姓制度は、21世紀になっても未だ変わらない。夫婦同姓を「当然」としてきた国民感情も変わりつつあり、世論調査等を重ねるごとに夫婦別姓を容認する割合は増えてきている。国は男女共同参画や女性活躍を推進する法整備を進めており、主に働く女性にとっての姓の継続性や自己同一性が必要なことを認めている。しかし

ながら、国会の場で法改正が審議されることはなく、司法も選択的夫婦別姓制度を求める訴えを棄却した。その根底にあるのは、夫婦同姓強制は男女差別であるという事実を直視しない（したくない）という姿勢ではないだろうか。

社会的、文化的、もしくは法的に夫婦同姓がほぼ強制されていた国は、日本以外にも多くあった。しかし、女性も活躍する社会へとようになっていく中で、女性たちは「自分が選んだ姓」<sup>4)</sup>を称する権利を勝ちとってきた。男女平等を定める憲法に違反するとして、夫婦同姓を強制する法の改正を進めてきた国もある。国際的に、姓の選択権を本人に与えることは、男女平等社会を実現する上で必要なことであるという認識が広がっている。

日本では、憲法 24 条において結婚における「個人の尊厳と両性の本質的平等」が規定されているが、最高裁判決は、夫婦同姓強制は憲法 24 条違反ではないとした。その理由の一つとして、民法 750 条が「夫もしくは妻の姓を称する」となっていることが挙げられる。「夫の姓」が強制されている訳ではなく、文言だけ見れば、男女差別にあたるかどうか「あいまい」である。しかし、実質的には、夫の姓に統一するということが強く社会的な規範となっており、妻の改姓に大いに偏っている現状が間接差別となっていることは明らかである。

国や司法は、その現実に真正面から向かい合おうとはしていない。その代わりに、旧姓使用を拡大することによって、多少なりともつじつまを合わせようとしているのではないかと。しかし、今のところ法的根拠がほとんどない旧姓使用に、問題の解決をどこまで期待できるのかは不透明である<sup>5)</sup>。

夫婦別姓にするからジェンダー平等、夫婦同姓だから性差別的と、単純に分けることはできない。夫婦同姓が強制されていない国々でも、「自らの選択」によって夫の姓に改姓する女性は多くいる。重要なのは選択できる権利が平等に与えられているかどうか、多様な価値観が受け入れられているかどうかである。しかし、日本では、多様な価値観を認めようと言いつつも、国は女性に姓の選択という権利を与えることをかたくなに拒否している。そこには、男女平等が徹底されることへの不安や戸惑い、抵抗感が垣間見える。まるで、夫婦別姓を認めることによって男女平等が「進み過ぎ」てしまい、既存のジェンダー秩序が崩れてしまうのではないかと過剰に恐れているかのようである。女性活躍推進の基盤は非常に不安定なままである。

最高裁判決後、新たに夫婦別姓を求める訴訟が次々と提起されている。国や司法が、男女平等社会の実現に対して真摯に向かい合うことを強く望む。

## 註

- 1) 「姓」と「氏」の違いは、「姓」は法律用語ではなく、「氏」は法律用語であるということである。本稿では、「姓」と「氏」は同じ意味で用いる。
- 2) 家制度とは、一つの「家」（戸籍）に登録された家族の家長（戸主）が、「家」の統率者としての権限を法的に与えられた旧民法下の家族制度である。氏は「家」の象徴であった。
- 3) また、戸主制廃止運動が大きくなるとなってきたきっかけとして、「男児選好」による男女の出生比の隔たりが指摘されている（春木 2007：78）。つまり父系血統の継承に基づく戸主制が男子

出生偏重、そして女兒が墮胎されてしまうという性差別的な状況を生み出してしまおうとし、戸主制の廃止を求めたのである。

- 4) 例えば、英米では、夫と妻の姓をハイフンでつないだり、夫と妻の姓の一部をつなげて一つの姓にしたり、夫婦で新しい姓にするなどの選択肢もある。
- 5) 最高裁判決の少数意見（違憲意見）として、旧姓（通称）使用の限界を指摘する意見があった。「法制化されない通称は、通称を許容するか否かが相手方の判断によるしかなく、氏を改めた者にとって、いちいち相手方の対応を確認する必要がある、個人の呼称の制度として大きな欠陥がある。他方、通称を法制化するとすれば、全く新たな性格の氏を誕生させることとなる。その当否は別として、法制化がなされないまま夫婦同氏の合理性の根拠となし得ないことは当然である」（裁判所、最高裁判所判例集より）。

## 参考・引用文献

- D'Costa, Krystal (2011) "Whose Name Is It Anyway?" in *Scientific American*  
<https://blogs.scientificamerican.com/anthropology-in-practice/whose-name-is-it-anyway/>  
(最終閲覧日 2018.9.30)
- 福島瑞穂、榊原富士子、福沢恵子 (1989) 『楽しくやろう夫婦別姓—これからの結婚必携』 明石書店
- Goldin, Claudia, and Shim, Maria (2004) "Making a Name: Women's Surnames at Marriage and Beyond" in *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 18, No. 2, 143-160
- 春木育美 (2007) 「政治的機会構造と韓国の市民運動—戸主制廃止運動を事例として—」 『ソシオロジ』 51 巻、第 3 号、75-89
- Hoffnung, Michele (2006) "What's In a Name? Marital Name Choice Revisited" in *Sex Roles*, 55: 817-825
- 星野澄子 (1987) 『夫婦別姓時代—氏名とわたしの自然な関係』 青木書店
- 井上治代 (1986) 『女の「姓」を返して—夫婦別姓のすすめ』 創元社
- 犬伏由子 (2011) 「夫婦の氏に関する民法改正—夫婦同氏の原則から選択的夫婦別姓へ」、日本弁護士連合会編『今こそ変えよう！家族法 婚外子差別・選択的夫婦別姓を考える』 日本加除出版
- Jones, Lucy and Paterson, Laura L. (2016) "Discourses of Marriage: Surnames Strategies: The Results", <http://discoursesofmarriage.blogspot.com/2016/02/surname-strategies-results.html>  
(最終閲覧日 2018.9.30)
- 中村桃子 (1992) 『婚姻改姓・夫婦同姓のおとし穴』 勁草書房
- 日本学術会議 (2014) 『提言 男女共同参画社会の形成に向けた民法改正』（平成 26 年 6 月 23 日）  
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t193-5.pdf> (最終閲覧日 2018.9.29)
- 西澤希久男 (2017) 「タイ憲法裁判所による違憲判決について—法令審査を対象に—」 『法政論集』 272 号
- 大谷美紀子 (2016) 「夫婦別姓訴訟最高裁大法廷判決—国際人権法の視点と家族・子の利益をめぐる議論」 『学術の動向』 2016 年 12 月、86-89
- 折井美耶子 (2003) 「明治民法制定までの妻の氏」 『歴史評論』 No.636、24-34
- 榊原富士子 (1992) 『女性と戸籍—夫婦別姓時代に向けて』 明石書店
- 榊原富士子 (2016) 「最高裁大法廷 2015（平成 27）年 12 月 16 日判決について」 『別姓訴訟を支える会』 <http://www.asahi-net.or.jp/~dv3m-ymsk/> (最終閲覧日 2018.9.25)
- 笹川あゆみ (2007) 「夫婦別姓賛成派内の多様性 - 法改正推進運動は何故盛り上がらないのか」 『ジェンダー研究』 第 10 号、3-27

- 久武綾子 (2001a) 「家族とは何か—夫婦別姓、その歴史と背景 (3)」『戸籍時報』No.524 (H13.2)、26-32
- 久武綾子 (2001b) 「家族とは何か—夫婦別姓、その歴史と背景 (6)」『戸籍時報』No.527 (H13.5)、40-46
- 高橋和之 (2016) 「夫婦別姓訴訟 同氏強制合憲判決にみられる最高裁の思考様式」『世界』No.879、138-150
- 富田哲 (2003) 「ドイツにおける夫婦別姓の導入」『歴史評論』No.636、46-56
- Valetas, Marie-France (2001) “The surname of married women in the European Union” in *Population Sociétés*, No.367, April 2001

## 資料

- インテージリサーチ (2017) 「平成 28 年度内閣府委託調査 旧姓使用の状況に関する調査報告書 (概要版)」2017.3 [http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/mname\\_h28\\_gaiyo.pdf](http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/mname_h28_gaiyo.pdf) (最終閲覧日 2018.9.29)
- 国会会議録、第 192 回国会 法務委員会 第 2 号 H28.10.19 会議録  
[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000419220161019002.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000419220161019002.htm) (最終閲覧日 2018.9.29)
- 国会会議録、第 196 回国会 予算委員会 第 5 号 H30.2.5 会議録  
[http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/001819620180205005.htm](http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/001819620180205005.htm) (最終閲覧日 2018.9.29)
- 内閣府 (1976) 「婦人に関する世論調査 (昭和 51 年 8 月)」  
<https://survey.gov-online.go.jp/s51/S51-08-51-08.html> (最終閲覧日 2018.9.29)
- 内閣府 (1996) 「家族法に関する世論調査 (平成 8 年 6 月)」  
<https://survey.gov-online.go.jp/h08/family.html> (最終閲覧日 2018.9.29)
- 内閣府 (2017) 「家族の法制に関する世論調査 (平成 29 年 12 月)」  
<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-kazoku/index.html> (最終閲覧日 2018.9.29)
- 内閣府男女共同参画局 (2000) 「男女共同参画基本計画 (平成 12 年 12 月決定)」  
[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/1st/2-2h.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/1st/2-2h.html) (最終閲覧日 2018.9.29)
- 内閣府男女共同参画局 (2015) 「第 4 次男女共同参画基本計画 (平成 27 年 12 月 25 日決定)」  
[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/4th/pdf/2-09.pdf](http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/pdf/2-09.pdf) (最終閲覧日 2018.9.29)
- 裁判所、最高裁判所判例集、夫婦別姓訴訟最高裁判決文 (平成 26 年 (オ) 第 1023 号損害賠償請求事件 平成 27 年 12 月 16 日大法院判決) [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/546/085546\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/546/085546_hanrei.pdf) (最終閲覧日 2018.9.29)
- 首相官邸：すべての女性が輝く社会づくり本部 (2018) 「女性活躍加速のための重点方針 2018」  
[https://www.kantei.go.jp/jp/headline/brilliant\\_women/pdf/20180612honbun.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/headline/brilliant_women/pdf/20180612honbun.pdf) 2018.9.30 (最終閲覧日 2018.9.29)

## 新聞記事

- 朝日デジタル (2018) 「選択的夫婦別姓、法相は慎重姿勢 世論調査で容認 4 割『意見大きく分かれている』」(2018.2.14)  
[https://digital.asahi.com/articles/DA3S13358217.html?iref=pc\\_ss\\_date](https://digital.asahi.com/articles/DA3S13358217.html?iref=pc_ss_date) (最終閲覧日 2018.10.1)

- 朝日新聞 (2015) 「夫婦同姓『合憲』判決要旨」 2015.12.7
- 朝日新聞 (2016) 「教諭の旧姓使用認めず」 2016.10.12
- BBC News (2014) “Why should women change their names on getting married?” (2014.11.1)  
<https://www.bbc.com/news/magazine-29804450> (最終閲覧日 2018.9.29)
- 中日新聞 (2015) 「夫婦別姓、多数が容認 本誌アンケートに 7940 人回答」 (2015.12.7)  
<http://www.chunichi.co.jp/article/living/life/CK2015120702000006.html> (最終閲覧日 2015.12.7)
- 毎日新聞 (2015) 「本社世論調査 夫婦別姓賛成 51% 「同性を選択」 73%」 (2015.12.7)  
<https://mainichi.jp/articles/20151207/k00/00m/010/084000c> (最終閲覧日 2018.10.1)
- 毎日新聞 (2018) 「最高裁判事 宮崎裕子氏が旧姓使用を表明 女性 6 人目で初」 (2018.10.1)  
<https://mainichi.jp/articles/20180110/k00/00m/040/084000c> (最終閲覧日 2018.9.29)
- New York Times (2015) “Maiden names, on the Rise Again” (2015.6.27)  
<https://www.nytimes.com/2015/06/28/upshot/maiden-names-on-the-rise-again.html> (最終閲覧日 2018.9.29)